

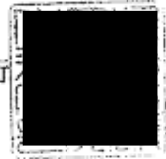
第7号様式（第5条関係）



令和5年 5月30日

（あて先）浜松市議会議長

会 派 名 浜松市議会 公明党
報告者
代表者氏名 代表 松下 正行



政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名 浜松市議会 公明党

令和 5 年度 (4月分)

1 収 入

政務活動費 750,000 円 (ただし、預金利息 0 円を含む)

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	7,289	市内及び近接地の旅費
研 修 費	407	市内及び近接地の旅費
広 報 費	0	
広 聴 費	11,359	市内及び近接地の旅費
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	7,511	市内及び近接地の旅費
資 料 作 成 費	11,880	輪転機リース代
資 料 購 入 費	26,683	新聞代、購読代
人 件 費	182,879	雇用職員給与、社保料、労働保険料
事 務 所 費	11,388	コピー代他
合 計	259,396	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 490,604 円

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.5.2	調査研究費	幸田恵里子	4月分市内及び近接地旅費		814
R5.5.2	調査研究費	丸 英之	4月分市内及び近接地旅費		888
R5.5.8	調査研究費	松下正行	4月分市内及び近接地旅費		5,587
	調査研究費 集計			0	7,289

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.5.1	研修費	黒田 豊	4月分市内及び近接地旅費		407
	研修費 集計			0	407

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.5.1	広聴費	黒田 豊	4月分市内及び近接地旅費		2,849
R5.5.2	広聴費	幸田恵里子	4月分市内及び近接地旅費		3,404
R5.5.2	広聴費	丸 英之	4月分市内及び近接地旅費		1,036
R5.5.2	広聴費	山崎とし子	4月分市内及び近接地旅費		4,070
	広聴費 集計			0	11,359

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.5.1	会議費	黒田 豊	4月分市内及び近接地旅費		1,591
R5.5.2	会議費	幸田恵里子	4月分市内及び近接地旅費		2,960
R5.5.2	会議費	丸 英之	4月分市内及び近接地旅費		296
R5.5.2	会議費	山崎とし子	4月分市内及び近接地旅費		1,554
R5.5.8	会議費	松下正行	4月分市内及び近接地旅費		1,110
	会議費 集計			0	7,511

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.4.27	資料作成費	三菱HCビジネスリース	4月分輪転機リース料		11,880
	資料作成費 集計			0	11,880

(様式7)

支 払 証 明 書

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	1	8	8	0

但し 輪転機リース料 (令和5年4月分) として

支払先 三菱HCビジネスリース

※別添、領収証有り

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和5年4月27日

会 派 名 浜松市議会 公明党

代 表 者 松下 正行



No.62951

発行日 2023年5月10日

◇ 領 収 証 ◇

浜松市議会公明党 御中

ご契約番号： 

ご契約者名： 浜松市議会公明党

¥11,880—

(税抜き ¥11,000—)



(8%対象¥11,000—)

但 2023年4月分リース料として
2023年4月27日上記金額正に領収いたしました

三菱HCビジネスリース 株式会社

東京都港区西新橋一丁目  西新橋スクエア



発行部署名	検印	担当印
カスタマーセンター		

※金額を訂正したものと及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

Ver.2021.10

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.4.18	資料購入費	イマジン出版株式会社	4月分購読料		5,060
R5.4.21	資料購入費	有限会社太田新聞店	4月分新聞代		4,400
R5.4.21	資料購入費	株式会社時事通信社	4月分モニタ代		4,135
R5.4.27	資料購入費	株式会社ぎょうせい	4月分購読料		1,188
R5.4.28	資料購入費	読売新聞浜松西部販売所	4月分新聞代		11,900
	資料購入費 集計			0	26,683

(様式7)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	5	0	6	0

但し D-File 4月分購読料 として

振替払込請求書兼受領証

支払先 イマジン出版株式会社
 年間購読料 4,950円
 手数料 110円
 合計 5,060円

口座記号番号	0	0	1	0	0	6	通常払込 料金加入 者負担	
	3	4	7	4	9			
加入者名	イマジン出版株式会社							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	4	9	5	0
ご依頼人	静岡県浜松市中区元城町103-2 浜松市議会 公明党 様							
料金備考	現金払 (23351) 料金 110円							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

※受領証添付有り
手数料に関する資料添付

この受領証は、大切に保管してください。

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和5年 4月 18日

会派名 浜松市議会 公明党
 代表者 松下 正行



(様式7)

<別紙 領収書添付欄 1>

No.



浜松市議会 公明党 様

¥4,950

但 自治体情報誌データファイル 2023年4月発行号 認可427

2023年 4月 18日 上記正に領収いたしました



内 訳

消費税額等(%)

〒112-0013 東京 [blacked out] 1-5-8

イマジン出版株式会社 [blacked out]

代表取締役 片 [blacked out] 三 [blacked out]



浜松市議会 公明党 様

15319

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン 出版株式会社
 〒 [Redacted] 表取締 岡幸三
 都文京 [Redacted] 1-5-8
 TEL [Redacted] 2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

浜松市議会 公明党 様

15319

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン 出版株式会社
 〒 [Redacted] 表取締 岡幸三
 都文京 [Redacted] 1-5-8
 TEL [Redacted] 2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

振込口座 ミズホ銀行エドガワパン(フ)1327831イマジンシユツパン(カ)

お知らせ

商品・サービス

2021年07月02日

一部商品・サービスの料金新設・改定について（新設・改定後の料金）

各種払込みサービスを現金で利用する場合の料金加算

[よくあるご質問はこちら](#)

窓口やATMにおける各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算されます。
 「払込料金加入者負担」（料金受取人負担）の払込取扱票による払込みなど、受取人様が払込み料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。

通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、料金に変更はございません。

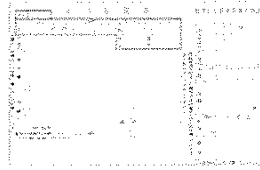
<対象サービス>

通常払込み、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、電信払込み

(税込)

取扱内容				口座から (通帳・カードを ご利用)	現金 (加算料金を含 みます)	
通常払込み	料金払込 人負担	一般・D T 帳票	窓口	5万円未 満	203円	313円
				5万円以 上	417円	527円
			ATM	5万円未 満	152円	262円
				5万円以 上	366円	476円
		振替MTサ ービス	窓口	5万円未 満	122円	232円
				5万円以 上	336円	446円
			ATM	5万円未 満	71円	181円
				5万円以 上	285円	395円
		公庫等	窓口	30円	140円	
			ATM	30円	140円	
		公共料金	窓口	5万円未 満	30円	140円
				5万円以 上	254円	364円
	ATM		5万円未 満	30円	140円	
			5万円以 上	254円	364円	
料金受取 人負担	一律		0円	110円		

料金払込人負担の
払込取扱票をお持ちの場合



払込料金は152円※2



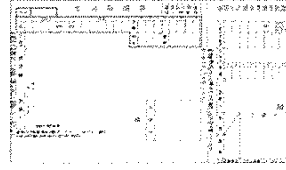
通帳・カード
でお支払い※3

152円※4
(変更なし)

現金
でお支払い
加算料金110円

262円※4

料金受取人負担の
払込取扱票をお持ちの場合



払込料金は受取人負担



通帳・カード
でお支払い※3

0円
(変更なし)

現金
でお支払い
加算料金110円

110円※4

※1 駅・ショッピングセンター・ファミリーマート等に設置しているATMでは、払込票による払込みはお取り扱いできません。

※2 公共料金や公庫等への払込みなど、払込みの種別によっては、料金が異なる場合があります。

※3 ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードが必要です。
また、ATMでの通帳のご利用にはキャッシュカードのお申し込みが必要です。

※4 料金は税込です。

(様式7)

支 払 証 明 書


金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	1	3	5

但し 時事行財政情報 モニタ(令和5年4月から令和5年9月)の内、
令和5年4月からの1ヶ月分 として

内訳 6ヶ月分 24,420円+手数料385円÷6ヶ月=4,135円 (小数点以下切り上げ)
令和5年4月分=4,135円

キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

 浜松いわた信用金庫

お取引日	取扱金庫・店番	機種	取扱番号
05-04-21	1503011	キ	4816
カード発行金融機関	店番	口座番号	
1503			
万円券枚	千円券枚	千円券枚	千円券枚
お取引金額			
			¥24,420*
お取引内容		お取引後残高	
お引出			
手数料	¥385	ページ	硬貨
時刻	10:30	おつり	

みずほ銀行
内幸町営業部
カ)シラツウソソヤ様
普通 1598455
ハママツシキカイコウメイトウ様
053457-2492

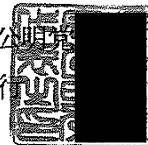
印紙税申告納
付につき浜松西
税務署承認済

支払先 株式会社 時事通信社
※請求書、領収書添付有り

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和5年 4月 21日

会 派 名 浜松市議会
代 表 者 松下 正行



〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市議会
公明党

御中

お客様番号

請求書

浜松市議会
公明党

様

請求日

請求金額 **24,420円**
(消費税等 2,220円を含む)

請求番号 4024304

請求期間 令和5年4月1日~令和5年9月30日
(支払期日 令和5年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局 (TEL:053-453-4335)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モック)	浜松市議会 公明党	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】		22,200
			【消費税等】		2,220

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。

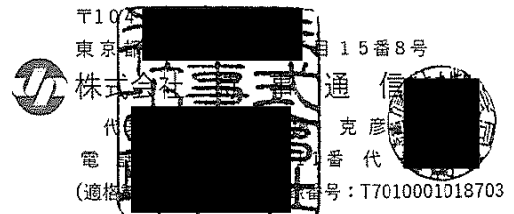
送金手数料はお客様負担をお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。

発行責任者 連絡先 03-3524-6081

事務担当者 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツウシツヤ」です。

- みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455
- 三井住友銀行 日比谷 普通 0930051
- 三菱UFJ銀行 虎ノ門 普通 2043260
- りそな銀行 虎ノ門 普通 2071079
- 横浜銀行 新橋 普通 0125917



〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市議会
公明党

御中

お客様番号

領収証

浜松市議会
公明党

様

領収金額 24,420円
(消費税等 2,220円を含む)

領収日

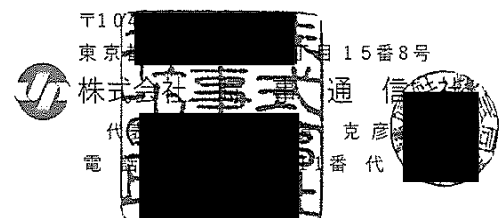
領収番号 4024304

期間 令和5年4月1日~令和5年9月30日

▼この件についてのお問い合わせ先
浜松支局 (TEL:053-453-4335)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報メール)	浜松市議会 公明党	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】		22,200
			【消費税等】		2,220

上記の通り領収いたしました。



領 収 書

営業所 第1課 区域 鹿 谷

浜松市議会公明党 様

2023年 4月分 11,900 円

2023年 4月28日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	備 考
読売新聞 朝刊	1	3,700	
日本経済新聞	1	4,900	
静岡新聞	1	3,300	

2023年額総引-ス
 デイズニ-100 エルゲン
 7M*A ¥1700(税込)
 7K*U*U* ¥1600(税込)
 注文承ります

まひだ
 ありがとう
 とさひます

暮らしの情報と話題をお届けします
 (株)読売新聞浜松西部販売所
 〒432-8002 浜松市中央区富原町4702-10 TEL 052-455-2008

領 収 証

浜松市役所
 市議会 公明党 様

新聞社(新聞販売社)	部数	金額	備 考
*中日新聞セット	1	4,400	

合計金額
4,400 円

R 5 - 4 . 2 /

令和 5年 4月分
 お問合せNo. 1944
 (3) 24,000集金
 (8% 4,400円)
 (10% 0円)

中日ニューセンタースタッフ
 有 限 会 社 太 田 新 聞 販 売 店
 〒432-8018 浜松市中央区富原町
 TEL456-9700 FAX456-2400

領収書の住所、名前、電話番号間違い
 変更 ありましたらお知らせ下さい。
 地方、新市銀行、カード 購読料引落し
 可能です。集金時お問合せ下さい！

(様式7)

支 払 証 書								
金 額		百	拾	万		円	拾	百
				0	F	1	8	8
<p>但し ガバナンス年間購読料（令和5年4月から令和6年3月）の内、 令和5年4月からの1ヶ月分 とし</p> <p>内訳 年間購読料 14,256円÷12ヶ月=1,188円 令和5年4月分=1,188円</p> <p style="text-align: right;">払先 株式会社ぎょうせい <請求書、領収書添付有り</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を政務活動費として支払うことを 旨とします。 令和5年 4月 27日</p> <p style="text-align: right;">会 派 浜松市議会 公明党 代 表 松下 正行</p>								

請求書

浜松市議会
公明党

様 令和 5 年 4 月 3 日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きよら
代表取締役社長 成 吉

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(10%) (0450-0049359)

下記のとおりご請求いたします。

ご請求額 ¥14,256.-

お得意様No. (請求No.) [REDACTED] (301064726)

お支払は令和 5 年 5 月 31日までにお願いいたします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 2023年4月号～2024年3月号	購読料	1	14,256	14,256	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カ)キヨラセイ
(要打電項目) 301064726 ハマツシキョウカイ コウメイトウ

N 01230017107 (965)

振込金受領証
(金融機関が定めた形式で作成し、印を捺印)

払込人氏名 浜松市議会公明党

お振込の口座番号 500196472
金額 14,256
内消費税額 1,296

受領人 株式会社きよら
振込先 株式会社きよら
みずほ銀行東京営業部
普通預金 4913720
カ)キヨラセイ

記入印欄(印欄) (印欄)
ICVシステム納印

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.4.20	人件費		4月分給与		154,723
R5.4.20	人件費		労働保険個人負担分預り金	26,331	
R5.4.20	人件費		4月分労働保険料		3,349
R5.5.29	人件費	浜松西年金事務所	4月分社保料		51,138
	人件費 集計			26,331	209,210

雇用通知書

令和5年4月1日

様

会派名 浜松市議会公明党

代表者 代表 松下 正行

あなたを次の条件により、雇用します。

雇 用 期 間	令和5年4月1日～令和5年4月30日
勤 務 場 所	浜松市役所内公明党議員控室
職 務 内 容	議員の政務活動研究補助
勤 務 時 間	月曜日～金曜日まで午前8時30分～午後5時15分 (うち休憩時間 45分) 所定時間外労働 有
週 休 日	日曜日・土曜日・12/29～1/3
休 日	祝日法に定める休日
休 暇	(1)年次有給休暇 有 別に定める (2)特別休暇 有
賃 金	月額 174,950 円 (基本給 164,950 円 勤勉手当 10,000 円) ※通勤費として別途 5,760 円支給 (1ヶ月の出勤日が 10 日以内の場合は通勤費の 50/100 を支給) 支給日 毎月20日(その日が週休日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日とする。)

その他、当該通知書にて定めていないことについては、就業規則による。

領 収 書

受給者氏名



年月日	支給額	時間外手当	健康保険	厚生保険	雇用保険	差引支給額	受領印
令和4年4月20日	180,710	344	8,775	16,470	1,086	154,723	
合計	180,710	344	8,775	16,470	1,086	154,723	

(様式7)

支 払 証 明 書

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	3	3	4	9

但し 令和5年4月分 労働保険料 として

内訳

・雇用保険率

事業主負担 $181,054 \text{ 円} \times 9.5 / 1,000 = 1,720 \text{ 円}$ (円未満切り捨て)

労働者負担 $181,054 \text{ 円} \times 6 / 1,000 = 1,086 \text{ 円}$ (円未満切り捨て)

$1,720 \text{ 円} + 1,086 \text{ 円} = 2,806 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$

・労災保険率 $181,054 \text{ 円} \times 3 / 1,000 = 543 \text{ 円}$ (円未満切り捨て) $\dots \textcircled{2}$

$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 3,349 \text{ 円}$

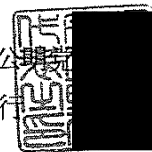
※181,054円 → 総支給額+時間外手当
(領収書に記載)

支払先 静岡労働局

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和5年 4月 20日

会 派 名 浜松市議会 公 表
代 表 者 松下 正行



令和4年度版

労働保険率表 (令和4年4月1日現在)

業種	業種コード	業種名	労働保険率
林業	02又は03	林業	60/1,000
	11	植林業(任意植林業又は海面魚類採集業を除く。)	18/1,000
	12	児童労働業又は海面魚類採集業	38/1,000
鉱業	21	金属採掘業、非金属採掘業(石炭石炭業又は石油石炭業を除く。)	88/1,000
	23	石灰石採掘業又は石油石炭業	16/1,000
	24	原簿又は天然ガス採掘業	25/1,000
	25	採石業	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	31	水力発電施設、すい道等建設事業	62/1,000
建設事業	32	道路建設事業	11/1,000
	33	建設工事業	9/1,000
	34	採掘又は掘削建設事業	9/1,000
	35	建築工事業(既設建築物改修工事業を除く。)	9.5/1,000
	36	既設建築物増設工事業	12/1,000
	36	機械製造の組立て又は組付けの事業	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
	41	塗料品製造業	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000
	製造業	46	印刷又は製本業
47		化学工業	4.5/1,000
48		ガラス又はセメント製造業	6/1,000
66		コンクリート製造業	13/1,000
62		陶磁器製品製造業	18/1,000
49		その他の工業又は上号製品製造業	26/1,000
50		金属製錬業(非鉄金属製錬業を除く。)	6.5/1,000
51		非鉄金属製錬業	5.5/1,000
52		金属材料製品製造業(鋳物業を除く。)	7/1,000
53		鋳物業	16/1,000
54		金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業及びつちご成業を除く。)	10/1,000
63		洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業(つちご成業を除く。)	6.5/1,000
55		機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造業又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	7/1,000
56		電気機械器具製造業	5/1,000
運輸業	57	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	2.5/1,000
	58	船舶製造又は修理業	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	航空機、航空機機体、機材製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000
	64	鉄金鋼製品、炭素鋼、炭素鋼、炭素鋼等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6.5/1,000
	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業(送付貨物取扱事業及び運送貨物取扱業を除く。)	9/1,000
	73	送付貨物取扱事業(運送貨物取扱業を除く。)	9/1,000
	74	送付貨物取扱業	13/1,000
	電気、ガス、水道、又は蒸気供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
95		農業又は海面漁業以外の農業	13/1,000
91		造紙、火薬又は上記の事業	13/1,000
93		ビルメンテナンス業	5.5/1,000
96		倉庫業、保管業、酒造又は食品製造の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
97		通信業、放送業、番組放送又は出版業	2.5/1,000
98		卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
99		金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
94		その他の各種事業	13/1,000
90		船舶所有等の事業	47/1,000

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> 基本給・固定給等基本賃金 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 扶養手当・子供手当・家族手当等 宿、日直手当 役職手当・管理職手当等 地域手当 住宅手当 教育手当 単身赴任手当 技能手当 特殊作業手当 奨励手当 物価手当 調整手当 賞与 通勤手当 定期給・回教券等 休業手当 (労働基準法第26条の規定に基づくもの) 雇用保険料その他社会保険料 (労働者の負担分を事業主が負担する場合) 住居の利益 (社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合) いわゆる前払い退職金 (労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 休業補償費 (業務災害、通勤災害に係るもの) 結婚祝い金 死亡弔慰金 災害見舞金 増資記念品代 私傷病見舞金 解雇予告手当 (労働基準法第20条の規定に基づくもの) 年功労金 出張旅費・宿泊費・赴任手当等 (実費弁償的なもの) 制服 会社が全額負担する生命保険の掛金 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等 (労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等) 創立記念日等の祝金 (恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く) チップ (奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く) 住居の利益 (一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与を支給されない場合) 退職金 (退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)

令和4年4月1日現在

事業の種類	令和3年度 (確定保険料の計算に使用)		令和4年度 (概算保険料の計算に使用)	
	適用期間 (令和4年4月1日~同年9月30日)		適用期間 (令和4年10月1日~令和5年3月31日)	
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	①+② 事業主負担率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000	3/1,000
農林水産業 ^{※2} 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000	4/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000	4/1,000
			9.5/1,000	5/1,000
			6.5/1,000	8.5/1,000
			11.5/1,000	9.5/1,000
			12.5/1,000	10.5/1,000
			13.5/1,000	16.5/1,000

※1 令和4年度の雇用保険率については、関係法律の法案が国会で成立すれば、上記のとおり改正される予定ですが、
 ※2 園芸サービース、牛馬の育成、酪農、養蠶、養鶏、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

令和4年度の労働保険料等の申告・納付は7月11日までに

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険料は年度ごとに、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになっているため、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料等を併せて申告・納付していただくことになりました。この手続きを「年度更新」といいます。

令和4年度の年度更新期間
6月1日（水）～7月11日（月）までとなります。
※期限までに保険料の申告・納付を行わないと過徴金や延滞金を徴収されることがあります。

労働保険料の算出方法
労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

$$\text{全年度の労働者に支払った賃金の額} \times \text{賃金総額} \times \text{保険料率}$$
 ※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料の申告・納付に当たっては、次の事項に留意してください。

保険料等算定に当たっての留意事項

- 労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。
- 雇用保険の対象とならない労働者については、労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等雇用形態にかかわらず、原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。
- ただし、以下のいずれかに該当する者は、雇用保険の被保険者には該当しないので、雇用保険に係る保険料の算定基礎額から除外されます。
 - 1週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上、雇用見込みがない者（65歳以上の複数就業者であって雇用保険法第37条の5により被保険者となった場合を除く）
 - ・ 短期学生
 - ・ 4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的・季節的業務に雇用される者
 - ・ 日雇労働被保険者とならない日雇労働者
 - ・ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が雇用保険の失業給付の内容を

超える者
 ① 法人の取締役などの地位にある者の取扱い
 原則として労働者には該当しません。以下の者は一般的に労働者となります。

- ・ 労災保険については、業務執行権のない者で、業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者
- ・ 雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有している者で、報酬などの面からみて労働者としての性格の強い者

② 賃金総額
 労働保険料等の算定基礎となる賃金については、表面「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）」を参照してください。なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労災保険に限り賃金総額の特例が認められています。

③ 保険料率（令和4年4月1日現在）
 保険料率はそれぞれ事業の種類ごとに、労災保険率は54、雇用保険率は3つの区分に分類されて定められています。それぞれの事業の保険料率については、表面「労災保険率表」及び「雇用保険率表」を参照してください。

保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている保険料率が適正であるか否かを確認してください。また労災保険率のみ、一定規模以上の事業については、労災保険の業務災害に係る保険給付額等に応じて労災保険率を割増・割引する制度（いわゆる「メリット制」）があります。

④ 雇用保険の被保険者負担額
 雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

$$\text{（被保険者の賃金総額）} \times \text{（被保険者負担率）}$$

※具体的な率は表面「雇用保険率表」でご確認ください。

被保険者負担分の雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

⑤ 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合
 50歳以下は切り捨て、50歳1厘以上は切り上げとなります。
 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合
 50歳未満は切り捨て、50歳以上は切り上げとなります。

⑥ 一般拠出金
 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てられるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

- ・ 一般拠出金の納付は、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。
- ・ 一般拠出金率は、業種を問わず一律1,000分の0.02です。
- ・ 一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増・割引）はありません。
- ・ 一般拠出金には、概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。また、延納（分割納付）はできません。

⑦ 保険料の納付（分割納付）
 保険料の納期限は、原則として7月11日ですが、概算保険料額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのみ）の保険関係が成立している事業については20万円以上で、延納（分割納付）を申請した場合には、3期に分けて納付することができます。なお、3期に分けて納付する場合は納期限は以下のとおりです。

納期限	労働保険事務の処理に労働保険事務組合に委託している場合
1期	令和4年7月11日 令和4年7月11日
2期	令和4年10月31日 令和4年11月14日
3期	令和5年1月31日 令和5年2月14日

⑧ 口座振替納付
 口座振替の手続をしている継続事業（一括有期事業を含む）については、次の振替日に口座振替を行います。

振替日	振替日
金期（延納しない場合）	令和4年9月6日
1期（延納する場合）	
2期	令和4年11月14日
3期	令和5年2月14日

年度更新期間内に保険料等の申告がないと、金期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができず、留意してください。

※申告・納付期日である令和4年7月11日（月）は、都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕を持った申告・納付をお願いします。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

銀座局
料金後納郵便

430-0946

浜松市中区元城町 103-2

浜松市議会公明党 御中



專業主の皆様へ 厚生労働省から
「雇用保険」に関するお知らせです

「雇用保険適用窓口」探所の受付終了時間は16:00です。
～便利な電子申請をご利用ください～

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課適用係

このはがきにお心あたりのない方へ

大変お手数をおかけしますが、最寄りのハローワークにご連絡いただくか、はがき表面に大きく「あて所に尋ねあたりません」と書いて最寄りの郵便局へお届け、またははがきポストへ送付ください。よろしくお願ひします。

令和5年度の雇用保険料率のお知らせ

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の雇用保険料率は、下記の表のとおりです。

1.労働者負担 (失業給付・育児休業給付の保険料のみ)	2.事業主負担		①+② 雇用保険料率
	児童等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二重課税の保険料率	
一般の専従	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
専従以外の専従	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
親族の専従	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

その他のお知らせ

- 雇用保険手続の届出に必ず法人番号及び個人番号の記載をお願いします。
 ◇法人番号が必要な届出については、法人番号の記載をお願いします。個人番号の記載が必要な申請・届出のほか、まだハローワークに個人番号の届出がない被保険者に係る各種申請・届出の際に、個人番号の届出をお願いします。
- 雇用保険手続は電子申請が便利です。
 ◇電子申請なら、オフィスや出先のPCなどいつでもどこからでも申請ができます。
 ◇移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
 ◇無料で取得可能なGBizID[®]を利用すれば、電子申請に費用はかかりません。
 ◇雇用保険に関する一部の手続を特定の法人が行う場合、令和2年4月以降に開始される各法人の事業年度から、電子申請により行うことが義務付けられています。
 ※GBizIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
- 育児休業給付について
 ◇令和4年10月から育児・介護休業法の改正により、育児休業の2回までの分割取得と、産後パパ育児(出生時育児休業)の制度が施行されました。これに伴い、育児休業給付についても分割取得に対応した育児休業給付金と出生時育児休業に対応した出生時育児休業給付金が支給されます。詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。
- 高年齢雇用継続給付について
 ◇令和7年度から新たに60歳となる方について、高年齢雇用継続給付の給付率が引き下げ(15%→10%)となります。これに併せ、令和3年度から64歳までの労働者の処遇を改善する企業の取組を支援する「高年齢労働者処遇改善促進助成金」があります。活用をご検討の際は、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。



納入告知書 納付書と領収証書

国庫金 厚生保険

納付年月	令和 5年 4月分
納付期限	令和 5年 5月31日 右記の期日までに納付してください。
納付目的	健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て支援給付金
事業所管理番号	0343
取組番号	6375
取組名称	厚生労働省年金局 (浜松西)
健康保険料	17550 円
健康保険料定率	32940 円
子ども・子育て支援給付金	648 円
合計	¥ 51,138 円
事業所管理番号	0343
納付番号	6375
取組名称	厚生労働省年金局 (浜松西)
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 浜松西
納付方法	口座振替
納入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長



子ども・子育て支援給付金
648 円

健康保険料
17550 円

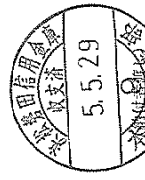
健康保険料定率
32940 円

合計 51,138 円

事業所管理番号 0343
納付番号 6375
取組名称 厚生労働省年金局 (浜松西)

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2
浜松市議会 公明党



この納入告知書(領収証)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※年金事務所(領収証)以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはございません。

※この納入告知書(領収証)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※この納入告知書(領収証)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※この納入告知書(領収証)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※この納入告知書(領収証)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

	科 目	相 手 先	摘 要	収 入	支 出
R5.4.27	事務所費	リコーリース株式会社	4月分コピー機契約料		2,277
R5.5.10	事務所費	株式会社成文堂	4月分コピー代		4,290
R5.5.26	事務所費	UQ WiMAX	4月分サービス利用料		4,821
	事務所費 集計			0	11,388

領 収 証

リコーリース株式会社

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

東京都千代田区紀尾井町4-1

領 収 日	2023年 4月 27日
領 収 額	2,277 円

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	浜松磐田信用金庫 [REDACTED] [REDACTED] 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ハママツシキ`カイ コウメイトウ タ`イヒヨウ マツシタ マサユキ

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
[REDACTED]	23. 4. 1~23. 4. 30	2	2,070	207

続きは裏面をご覧ください。

S.B.D

領 収 証

G No 035861

2023年 5月 10日

浜松市議会 公明党 様

金額	¥	4	2	90	円
----	---	---	---	----	---

但し 4月分ゴト代

(現金)振込、小切手、相殺、手形()

上記の通り領収致しました

浜松市南区御本町96番地

株式会社 成 立

電話 浜松 <053> 441-2161(代)

所 属 長	扱 者
[REDACTED]	[REDACTED]

(様式7)

支 払 証 明 書

金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	8	2	1

但し 会派を代表して丸 英之が契約 4月分UQ WiMAX サービス利用料 として
(口座より引き落とし)

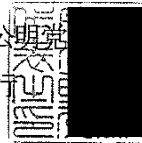
内 訳 別添、資料有り

支 払 先 UQ WiMAX

上記の金額を政務活動費として支払うことを証明します。

令和5年5月26日

会 派 名 浜松市議会 公明党
代 表 者 松下 正行



トップ

料金案内

ご契約内容

パスワード変更

UQエンタメ
マーケット

ご契約書面

請求金額照会 (詳細)

請求金額の詳細となります。
※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

2023年5月ご請求金額 (2023年4月ご利用金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約: [REDACTED]	4,821	
U102004780ご利用分	4,821	プラン契約期間21ヶ月目
フラット2+ ギガ放題 基本料	4,880	4/1~4/30
長期利用割引キャンペーン	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
電話リレーサービス料	1	
消費税	438	
【ご請求金額】	4,821	

< 戻る

< キャンセル

料金案内

請求金額照会

ご利用金額照会

通信量照会

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 公明党 代表者名 松下 正行 様

下記のとおり、政務活動のため、令和5年4月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

申請額 2,220円 氏名 丸之
公明党 代表者名 松下 正行 会議費 296円
令和5年5月2日 会派名 公明党

申請額内訳	調査研究費 888円	研修費	広報費	広聴費	1,036円	要請・陳情費	296円
-------	------------	-----	-----	-----	--------	--------	------

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関			備考
				距離	金額	有料道路	駐車場	タクシー	
13	津波避難ビル視察、現地調査	自宅～新橋町～自宅	調査	17	629				
14	富塚・和合地区通路安全確認調査	自宅～富塚・和合町～自宅	広聴	9	333				
17	令和5年度政策にたいする会派意見調整会議	自宅～市役所～自宅	会議	4	148				
18	ごみ等不法投棄に対する公園環境調査	自宅～船越公園～自宅	調査	7	259				
19	蛸塚市民より空家空き地に関する意見聴取	自宅～蛸塚～自宅	広聴	7	259				
24	令和5年度政策にたいする会派意見調整会議	自宅～市役所～自宅	会議	4	148				
25	車椅子障害者のUDに関する要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148				
27	発達支援学級に関する要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148				
28	野球場等に関する意見要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	4	148				
合計				60	2,220				

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

申請者名 公明党 代表者名 松下正行 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 5 月 2 日

会派名 公明党

代表者名 松下正行

(署名又は記名押印を)

申請額	5,624円	氏名	山崎とし子
調査研究費		広聴費	4,070円
研修費		要請・陳情費	1,554円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー		備考
				距離	金額				金額	金額	
13	河川堤防の整備についての要望聴取	自宅～上石田町～自宅	広聴	9	333						
14	成年後見人制度についての要望聴取	自宅～市役所～自宅	広聴	14	518						
19	側溝の安全対策についての要望聴取	自宅～中郡町～自宅	広聴	11	407						9:30～
19	側溝の蓋がけ要望聴取	自宅～小池町～自宅	広聴	7	259						17:00～
20	生活困窮についての要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592						
21	生活困窮についての要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592						
25	生活困窮についての要望聴取	自宅～天竜川町～自宅	広聴	16	592						9:30～10:30
26	農業事業者との意見聴取	自宅～浜北区平口～自宅	広聴	12	444						
27	生活費についての意見聴取	自宅～笠井新田町～自宅	広聴	9	333						
17	会派会議(会派人事・質問との件)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518						
24	会派会議(議会運営について)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518						
25	会派会議(雇用職員の対応について)	自宅～市役所～自宅	会議	14	518						14:00～
合計				152	5,624						

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

